

公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県会計局会計管理課が行う物品調達において実施する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）の取扱いについて、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号。以下「財務規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領においてオープンカウンターとは、物品調達に係る見積合わせにおいて、県が見積書を徴取する相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

（対象物品）

第3条 この要領の対象となる物品は、財務規則第123条第2項の規定により会計管理課長が購入手続きをするもののうち、予定価格が10万円以上160万円以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、納入期限までの期間が短く、必要な見積期間が確保できないとき等、オープンカウンターにより難しいときは、対象としないことができる。

（参加資格要件）

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 栃木県内に本店を有する者であること。
- (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

2 前項第2号に掲げる入札参加資格については、調達案件毎に別途業種区分を定めることができる。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、競争性を確保するために必要があるときは、栃木県内に支店又は営業所を有する者をオープンカウンターに参加させることができる。

4 第1項各号に定めるもののほか、物品の性質等により、必要な参加資格要件を定めることができる。

(調達案件の公開)

第5条 オープンカウンターにより物品調達を行うときは、火曜日又は金曜日（閉庁日の場合は次の開庁日）に、オープンカウンターによる物品調達公告（別記第1号様式）を栃木県ホームページに掲載するとともに会計局会計管理課内に掲示することとする。

(見積書の作成)

第6条 見積書の作成に当たっては、次の各号に定める項目を記載しなければならない。

- (1) 案件番号
- (2) 案件名称
- (3) 納入期限
- (4) 見積年月日
- (5) 見積金額及びその内訳
- (6) 住所又は所在地
- (7) 商号又は名称
- (8) 契約等権限者職氏名

2 見積書は、オープンカウンター見積書（別記第2号様式）を使用することができる。

(同等品の承認)

第7条 公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）による見積書の提出は認めないものとする。ただし、あらかじめ公告により同等品を認めている場合にはこの限りではない。

2 前項ただし書の場合において、同等品による見積書の提出を希望する者は、指定された期日までに同等品承認申請書（別記第3号様式）を会計管理課長あて提出し、承認を得なければならない。

3 会計管理課長は、提出された同等品承認申請書について調達依頼課へ送付し、審査させるものとする。

4 調達依頼課は、前項の審査結果を会計管理課に報告することとする。

5 会計管理課長は、報告された審査結果を受けて、承認の有無を決定し、見積書提出期限の前日までに申請者に伝えるものとする。

(見積書の提出)

第8条 見積書の提出期限は、原則として案件を公開した日の翌日から起算して6日目（閉庁日の場合は次の開庁日）の午後4時とする。

2 見積書は、前項の提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便で期限必着とする。）により、会計局会計管理課に提出しなければならない。

3 見積書は、封筒に入れ封かんし、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、案件番号及び案件名称を明記の上、「見積書在中」と朱書しなければならない。

4 提出された見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 第6条から第8条までの規定に反して提出した見積書
- (3) 同じ案件について、同一者が2通以上提出した見積書
- (4) 談合その他不正の行為により提出した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 金額を訂正した見積書

(契約の相手方の決定等)

第10条 見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

- 2 予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 予定価格に達する見積書の提出がないときは、最低価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴することができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、速やかに連絡するものとする。
- 5 見積書の提出者よりオープンカウンターの結果について照会があったときは、契約の相手方及び契約金額についてのみ回答するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に第5条第1項の規定により公開する調達案件から適用する。
- 2 オープンカウンター試行要領（平成25年12月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領の改正は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和3(2021)年4月1日から適用する。

別記第1号様式

オープンカウンターによる物品調達公告

年 月 日

案 件 番 号	
案 件 名 称 (要求課、要求番号)	
数 量	
納 入 場 所	
納 入 期 限	
仕 様 ・ 規 格 等	
同 等 品 の 可 否	可・不可
見積に参加できる者 に必要な資格要件そ の他の要件	
見 積 書 記 載 事 項	案件番号、案件名称、納入期限、見積年月日、 見積金額（見積内訳）、住所又は所在地、商号又は名称、 契約等権限者職氏名、見積書発行責任者氏名、担当者氏名連絡先
見 積 金 額	消費税及び地方消費税を含む総価を記載すること。
見 積 回 数	1回
見 積 書 提 出 場 所	会計局会計管理課物品調達室
見 積 書 提 出 期 限	年 月 日 () 午後4時
見 積 書 提 出 方 法	持参又は郵送（書留郵便で期限必着とする。）
見 積 書 の 無 効	公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領第9条各号のい ずれかに該当する見積書は無効とする。
決 定 通 知	決定後、速やかに最低価格を見積もった者に連絡する。

別記第2号様式

オープンカウンター見積書

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は所在地
商号又は名称
契約等権限者職氏名
見積書発行責任者
担当者
電話番号

下記のとおり見積します。

案件番号 : _____

案件名称 (要求課・要求番号) : _____

納入期限 : _____

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税及び地方消費税を含む。)

(注) 金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつける。

(内訳)

品名	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	備考
小計						
消費税及び地方消費税						
合計						

別記第3号様式

年 月 日

栃木県会計局参事兼会計管理課長 様

住所又は所在地

商号又は名称

契約等権限者職氏名

(担当者名：)

電話番号

FAX 番号

同 等 品 承 認 申 請 書

下記の物件について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

案件番号	案件名称		
品 名	参 考 品	同 等 品	承認

※当該申請は、公告によりあらかじめ同等品を認めている場合に限る。

※本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。(FAX 可)

※同等品として申請する物品のカタログの写し等を添付すること。

※提出された申請書の審査結果については、「承認」欄に、承認の場合は「○」、不承認の場合は「×」を記入し、見積書提出期限の前日までに連絡します。

会計管理課記入欄	
承認年月日	年 月 日
担当者名	